

「乳幼児感染予防策加算」(6歳未満・100点)は、令和3年9月診療分まで継続して算定できます

2021年2月26日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)」が発出され、昨年12月15日事務連絡で示された、6歳未満の患者に対する「乳幼児感染予防策加算(100点)」は2021年9月診療分まで、コロナ感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた場合、入院料に加算できる「二類感染症患者入院診療加算(750点)」は当面の間、継続して算定できることが示されました。

また、4月から算定できる点数も示されました。

1. 「乳幼児感染予防策加算(100点)」・「二類感染症患者入院診療加算(750点)」の算定について

乳幼児感染予防策加算(初診料・再診料・小児科外来診療料等)(100点)	⇒2021年9月診療分まで算定可
二類感染症患者入院診療加算(750点)	⇒当面の間算定可

2. 感染予防策を講じた上で診療を行った場合の算定点数について(4月～9月)

(1) 入院外の患者への取扱い:「医科外来等感染症対策実施加算(5点)」

全ての患者に対し、特に必要な感染予防策を講じた上で診療等を実施した場合、「医科外来等感染症対策実施加算(5点)」を以下の点数に加算できる。期間は2021年4月診療分から9月診療分まで。なお、患者やその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明する。

- ①初診料 ②再診料(電話再診除く) ③外来診療料 ④小児科外来診療料 ⑤外来リハビリテーション診療料
⑥外来放射線照射診療料 ⑦地域包括診療料 ⑧認知症地域包括診療料 ⑨小児かかりつけ診療料 ⑩救急救命管理料
⑪退院後訪問指導料 ⑫在宅患者訪問診療料(I)(II) ⑬在宅患者訪問看護・指導料 ⑭在宅患者訪問点滴注射管理指導料
⑮在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 ⑯在宅患者訪問薬剤管理指導料 ⑰在宅患者訪問栄養食事指導料
⑱在宅患者緊急時等カンファレンス料 ⑲精神科訪問看護・指導料

※ただし、⑩、⑪、⑫～⑰、⑲については、①～⑨の点数に加算している(医師の診察がある)場合は併算定できない。

※電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合は、算定できない。

※上記⑬、⑰について、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行い、「訪問看護・指導体制充実加算」のみを算定した場合は、算定できない。

(2) 入院患者への取扱い:「入院感染症対策実施加算(10点)」

特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行った場合、一日につき「入院感染症対策実施加算(10点)」を以下の点数に加算できる。期間は2021年4月診療分から9月診療分まで。なお、患者やその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明する。

- ①入院基本料(A100～A109) ②特定入院料(A300～A318) ③短期滞在手術等基本料(A400)

※外泊期間中は算定できない。

※DPC対象病院の病棟においても算定できる。

3. 留意事項等

- ◎ 6歳未満の入院外の患者は、「乳幼児感染予防策加算(100点)」と「医科外来等感染症対策実施加算(5点)」を併算定することができる。(4月以降)
- ◎ 入院患者で「二類感染症患者入院診療加算(750点)」を算定する患者も、「入院感染症対策実施加算(10点)」を合わせて算定できる。(4月以降)
- ◎ 「特に必要な感染予防策」とは、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行うことをいう。例としては、①状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、②感染予防策に関する職員への周知、③病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行う、等が示されている。